

令和4年度 空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金 公募要領

1 事業の趣旨・目的

大阪府では、国がとりまとめた「空の移動革命に向けたロードマップ」が示す行程を踏まえ、大阪における空飛ぶクルマ（注1）の実現に向けた官民の今後の取組指針を示すものとして、「空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ」（以下「大阪版ロードマップ」といいます。）を令和4年3月に策定しました。

令和4年度以降は、この大阪版ロードマップに定めるアクションプランに基づき、大阪府・関係自治体・事業者がそれぞれの役割を果たすことで、2025年大阪・関西万博を機に空飛ぶクルマの社会実装を実現し、かつ、万博でのレガシーを確実に引継ぎ、大阪が空飛ぶクルマを活用したビジネスモデルを創造する都市として発展するために、着実に取組みを進めていきます。

そのため、大阪府では、将来大阪において空飛ぶクルマを活用したビジネス展開をめざしている事業者がアクションプランに基づき行う各種取組みを支援し、空飛ぶクルマの実現性をより高めるため、空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金（以下「補助金」といいます。）を交付します。

（注1）空飛ぶクルマとは、「電動」「自律飛行」「垂直離着陸」という3つの特徴を備えた次世代の乗り物。

参考：大阪府作成パンフレット（<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39723/00000000/pamphlet.pdf>）

【参考1：空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ/アクションプラン】



（次ページにつづく）

(参考1：つづき)

2025年大阪・関西万博までの事業拡大ステップを整理し、2022年度は2023年度以降のビジネス開発・実証を加速させるための“地固め・下準備”期間と位置付けました。そのうえで、「環境整備」／「ステークホルダーとの連携」の区分で、事業環境の整備や社会受容性の確保に向けた取組み、国や周辺自治体との連携など、7つの領域の工程を示すとともに、ロードマップの着実な推進に向けた、各年度における具体的な取組事項をアクションプランとして整理しました。

各アクションプランの詳細は、以下の大阪府ホームページから確認をお願いします。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/osakaroadmap/index.html>

【参考2：大阪版ロードマップ策定の前提となるコンセプト】

大阪版ロードマップ策定のコンセプトとして、「空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市」を掲げ、『新たなモビリティを活用したビジネスモデルを創造する都市として着実に発展していく』というイメージを掲げ、事業展開・発展のステップとして「立ち上げ期」「拡大期」「成熟期」の3段階を設定しています。



2 補助対象事業

補助対象事業は、上記1の趣旨・目的に沿って、**大阪府域で行う**次の事業とします。

※試験飛行等を行う場合は、離発着ポイントの少なくとも一つが大阪府内にあれば対象とします。

※空飛ぶクルマの代替として、ヘリコプターやドローンを活用した事業も対象とします。

(1) 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備に資する実証実験

飛行環境の検証や、運用面での課題などを検証する実証実験。

【事業（例）】

- ・ユースケース（空飛ぶタクシー・観光等）を想定し、運航ルートの実現性・事業性検証のため、具体的に設定した離発着エリア間を試験飛行する実証実験
- ・想定される離発着ポイント周辺の飛行環境などを検証する実証実験
- ・機体の軽量化や動力（電池・モーター等）の性能強化等、機体開発に資する実証実験

- ・緊急離着陸の際に必要な対処方法等の検証に資する実証実験
- ・安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する実証実験

(2) 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備に資する調査・検討

空飛ぶクルマの実現に必要な離着陸場の設置・構築や「あるべき体制や基盤」（安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等）の整備・構築に資する調査・検討。

【事業（例）】

- ・離着陸場の要件（耐荷重、既存施設のリノベーション、風況・気象等）の調査・検討
- ・想定する運航ルート（風況・気象等、緊急離着陸場所の要件）の調査・検討
- ・周辺への影響（運航ルート上又は離着陸場周辺の騒音、振動、電波障害等）の調査・検討
- ・社会受容度の実態把握調査・検討
- ・安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する調査・検討

（注）調査結果をまとめた報告書を有償で販売するなど、自己の利益を調査の主たる目的とするものは、補助対象となりませんので、ご注意ください！

（大阪でのビジネスエコシステムの活性化に向けて、調査結果等を無償で広くレポートすることを目的とする場合は対象となります。）

(3) 空飛ぶクルマの社会受容性向上に向けた取組み

空飛ぶクルマの社会実装には欠くことのできない社会受容性向上に資する取組み。

【事業（例）】

- ・空飛ぶクルマ実機を用いたデモフライト
- ・空飛ぶクルマのある未来の社会像等について、多くの人々に広く周知できる情報発信・価値創造事業（イベントやセミナー、展示会、動画作成等）
- ・事業者の参入意欲を高めるB to Bのビジネスマッチングイベント

（注）副次的に府民の空飛ぶクルマ認知度の向上に繋がる可能性があるものであっても、「大阪における社会受容性の向上」が主たる目的でないものは補助対象となりませんので、ご注意ください！

（例）・自己の事業や保有機体のPR又は販路開拓を主たる目的とするもの

・自己が主催するイベントの中に、（部分的な）コンテンツとして空飛ぶクルマに関連するものが含まれているもの

《留意点》

○補助事業の基本的な考え方

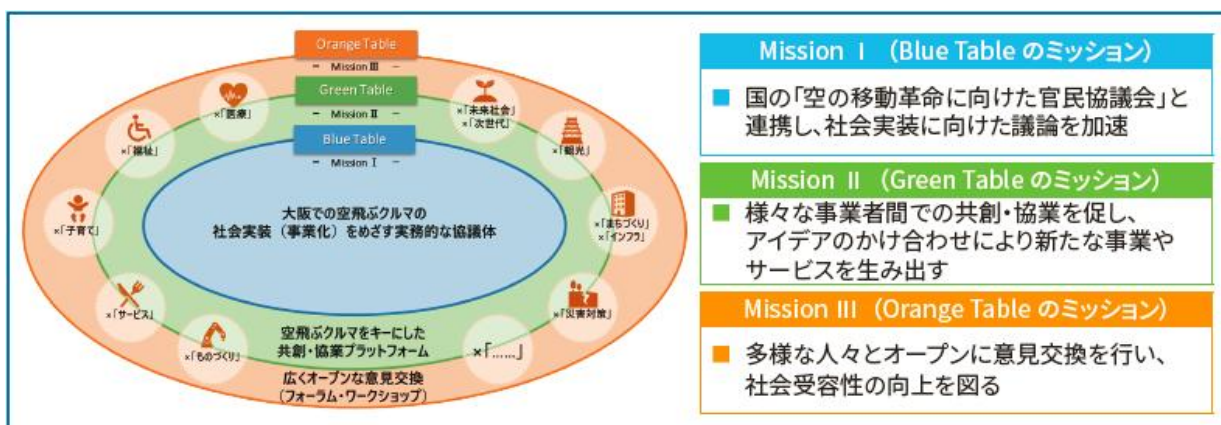
- ・『空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ／アクションプラン』において、2022年度に実施することとしている「1-1」「2-1」「3-1」「4-1」に関連した取組みを事業者自らが大阪での事業展開を念頭に実施する事業、及び2023年度から2024年度に実施することとしている「2-2」「3-2」「3-3」「3-4」「4-2」に関連した取組みを事業者自らが大阪での事業展開を念頭に前倒して実施する事業を補助対象とすることで、大阪版ロードマップを着実に推進していきます。

○補助事業の実施目的について

- ・当補助金は、大阪府が空飛ぶクルマを活用したビジネスモデルを創造する都市として発展するという将来像を共有し、その実現に向けた取組みを促進するための支援制度です。補助事業の実施目的が、大阪での空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を見据えたものであることが必要です。また、大阪での空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させるため、補助事業から得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル（以下「ラウンドテーブル」といいます。）での協議にフィードバックしてください。

【参考3：空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル】

大阪府では、2025年大阪・関西万博をひとつのマイルストーンとして、関係者間で精力的に協議や実証実験を重ね、国の官民協議会の議論に資する具体的な提案を行うほか、様々なステークホルダーと連携して、社会受容性の向上を図るなど、空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させていくことを期して、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」を設立しています。



参考HP:<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html>

○他の補助金等との関係

- ・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。ただし、今回応募する事業に対して補助金、助成金等の交付を受けている場合で、その補助金、助成金等の対象経費に、今回の事業に係る費用が含まれていないことが明らかである場合は、応募することができます。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨と対象費用等を記載してください。

○外部委託の制限

- ・補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

3 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

- (1) 補助金額
 - ・ 上限1, 000万円
- (2) 補助率
 - ・ 補助対象経費の2分の1に相当する額以内
- (3) 補助事業実施期間
 - ・ 交付決定日から令和5年3月31日（金曜日）まで

《留意点》

○大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

○当補助金は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。

4 補助事業の実施主体（応募できる方）

(1) 補助事業の申請者

○補助事業の実施主体（応募できる方）は、将来、大阪において空飛ぶクルマを活用した事業展開をめざしている法人です。

なお、複数の企業が連携して実施する事業の場合は、代表企業を1社選定のうえ、その代表企業から応募してください。

(2) 応募資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表者だけでなく、「共同事業者」及び「協力事業者」を含むすべての事業者のうちの1者でも該当する場合は、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
 - ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- キ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ク 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ケ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
アクションプランに基づく環境整備に資する実証実験、調査・検討	実証実験費	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料、設置工事費、安全対策費、調査・分析費、委託料、保険料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの
	調査・検討費	
アクションプランに基づく社会受容性向上に向けた取組み	社会受容性向上に向けた取組みに係る経費	

【留意点】

○補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

6 応募方法

次の提出書類を、令和4年7月29日（金曜日）必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに郵送してください。

※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後6時まで）

〔提出書類〕

- (1) 補助金交付申請書（空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金交付要綱
[以下「交付要綱」とする。] 様式第1号）
- (2) 事業計画書（公募要項様式第1の1号）
- (3) 添付書類
 - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）
 - イ 直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）

ウ 「4（2）応募要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）

(a)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

(b)税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 事業や法人の紹介パンフレット等

オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1－3号）

カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1－4号）

- ※ 提出部数は各1部。ただし、（2）、（3）のア及びウについては原本が必要。それ以外の書類はコピーで可。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。
- ※ 同一事業者が複数案件の申請を行うことも可能です。（対象経費について、二重に計上することが無いようご注意ください。）複数案件の申請者が全て同一の場合は、提出書類は、（1）、（2）を各1部×案件数及び（3）のアからカを各1部提出してください。（複数の事業者が連携して実施する場合、案件Aの申請者が「事業者a+事業者b+事業者c」で、案件Bの申請者が「事業者a+事業者b+事業者d」の場合は、同一ではありません。）
- ※ 提出書類（1）、（2）、（3）のオ及びカは日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する必要があります。
- ※ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、事業計画書2の（7）に記載してください。
- ※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

〔提出先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

TEL 06-6210-9485 FAX 06-6210-9296

E-mail : sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ※ 公募要領及び応募申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。（郵送による配付は行いません。）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/hojyokin-soratobu.html>

〔説明会の開催〕

本公募事業に係る説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、可能な限り参加をお願いします。

〔日時〕 令和4年7月8日（金曜日）10時30分から

〔場所〕 咲洲庁舎41階会議室（大）

〔方法〕 ハイブリッド型開催（リアル＋オンライン型（Microsoft Teamsを使用します））

オンライン型に申込みいただいた方には別途視聴URLをご連絡します。

<説明会の参加申込方法>

説明会に参加希望される方は、事前にメールでお申し込みください。

メール件名：「空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金公募説明会参加」

メール本文：（１）申込者氏名、（２）会社名、（３）所在地、（４）所属、
（５）メールアドレス、（６）申込者以外の参加者氏名
（７）参加者それぞれの参加方法（リアルorオンライン）

[お申し込み先]

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ

E-mail sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

7 審査方法

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和4年8月下旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

<審査のポイント>

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

- ア 事業の実施目的が、大阪での空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を見据えたものであるか。【20点】
- イ 事業の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。【25点】
- ウ 事業の目的・課題等や目標設定に対し、評価手法は適切かつ確実性の高いものであるか。【15点】
- エ 事業成果（又は効果）が、大阪版ロードマップの着実な推進に貢献するものであるか、又は、協調領域の議論の活性化につながるものであるか。【20点】
- オ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか、また、事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。【20点】

(2) 審査結果

審査の結果は、令和4年8月下旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要、補助対象事業費、補助金交付決定額等を大阪府ホームページで公表します。

8 採択後の手続き等

(1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

- ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

(2) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(3) 状況報告

補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和4年12月15日（木曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和4年11月30日（水曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(4) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月10日（月曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

(5) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

(6) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(7) 経過報告

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る過去一年間の事業状況について報告いただく場合があります。

(8) ラウンドテーブルでの結果等のフィードバック

ラウンドテーブルに参加していない企業も応募することができますが、採択後はラウンドテーブル（Blue Table、Green Table）への参加をお願いします。補助事業で得たデータや結果等は、ラウンドテーブルでの協議にフィードバックすることを前提に応募してください。

9 その他

- (1) 本要領「4 補助事業の実施主体（応募できる方）」の要件を満たしている申請者は、実証フィールドの探索・調整を行う際、「実証事業都市・大阪」や「ADORエクスペリメンテーション」

による支援プログラムを活用した案件も、本補助金の併用は可能です。その場合、提出書類として、「実証事業都市・大阪」、「ADORエクスペリメンテーション」のエントリーシートを添付してください。

○実証事業都市・大阪

大阪府、大阪市、大阪商工会議所は、「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博を見据えて、革新的な実証実験を行いやすい環境を整え、大阪で新しいビジネスを生み出す好循環を創り出し、「実証事業都市・大阪」を実現するため、「実証事業推進チーム大阪」を設置しています。「実証事業推進チーム大阪」では、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募集しています。

スタートアップ、中堅・中小企業から大企業まで、先端技術を活用した実証実験を検討されている方は、ぜひ大阪へ！ご提案をお待ちしています。

https://www.osaka.cci.or.jp/innovation/social_demonstration/osaka.html

○ADORエクスペリメンテーション

IoT・ロボットなど、テクノロジーを活用した製品・サービスのリアルなサービス環境での実証実験をサポートするプログラムです。2025年大阪・関西万博が開催される夢洲に隣接する咲洲・舞洲を中心に実証実験フィールドを提供します。

一般的に、IoT・ロボットなどのテクノロジーを活用して事業展開するにあたっては、ユーザー検証が必要となります。しかし、多くの企業にとって、実証実験場所の確保が課題となっています。そうした課題を解決すべく、複合商業施設ATC（アジア太平洋トレードセンター）や大阪・舞洲エリアのスポーツ施設などと連携して、検証内容に合わせて実証実験場所を調整、提供します。また、実証実験が初めての方も安心して取り組めるよう、安全面のアドバイスや被験者探しなどのサポートに加え、終了後も、事業化に必要な提携先とのマッチングなどのフォローアップ支援も実施します。

費用は原則、無料。全国から応募OKです！ご応募をお待ちしています。

<https://teqs.jp/experimentation>

申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

